

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年9月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200049 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200053 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所 (現在は、A 社 C 事業所) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 12 月 20 日

請求期間について、A 社に勤務し、同社から賞与が支払われていたはずだが、厚生年金保険の賞与の記録がない。請求期間の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、賞与明細書及び賞与等の振込があったとする金融機関の通帳を保管していないとしているところ、当該金融機関から提出された取引明細によると、請求期間において振込の記録が確認できない。

また、課税庁から提出された給与支払報告書によると、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

さらに、A 社 C 事業所の事業主は、請求期間に係る資料の保管がないことから、請求者に対しての賞与の支払の有無及び厚生年金保険料の控除について不明であるものの、請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が平成 26 年 10 月 20 日であることから、平成 26 年冬期賞与の支給要件である基準日 (平成 26 年 12 月 1 日) 前 6 か月間における勤務日数 (60 日以上) を請求者が満たしていなかったことが考えられる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200050号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200054号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(昭和40年9月1日からB社に名称変更を経て現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年4月1日から昭和28年10月1日まで

② 昭和28年10月10日から昭和32年1月1日まで

請求期間①について、私は、A社(現在は、C社)に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が全くない。勤務したことは間違いないので、訂正請求をこれまで4回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、記録の訂正をしない旨の決定には納得できない。再度、訂正請求(5回目)をするので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

請求期間②について、私は、A社を退職してからD社に昭和28年10月10日に入社し、昭和33年4月5日に退職した。同社では、住込みであったが、正社員として販売業務を行った。

しかし、私の年金記録では、D社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和32年1月1日とされている。同社には4年半の間、勤務したことは間違いないので、請求期間②を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 請求期間①に係る訂正請求については、過去の審議において、B社から提出された従業員雇入者名簿(以下「労働者名簿」という。)の写し及び同僚の陳述により、請求者が昭和27年4月1日からA社に勤務していたことが推認できるものの、i) 請求者が同期入社として名前を挙げた同僚二人を含む上述の

労働者名簿において、試用開始年月日が昭和 27 年 4 月 1 日と記録されている同僚 12 人に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得年月日を確認したところ、全員が 2 年 5 か月後の昭和 29 年 9 月 1 日と記録されていること、ii) 請求者から提出された同僚二人の年金手帳の写しには、厚生年金保険の初めて被保険者となった日が「昭和 29 年 9 月 1 日」と記載されていること、iii) 昭和 27 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月 1 日付けで A 社に入社した複数の同僚は、当時、中学を卒業して入社した者は、全員が臨時工として採用され、昭和 29 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得するまで厚生年金保険の記録がない旨陳述しており、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況が認められることなどから、既に平成 27 年 7 月 24 日付け、平成 28 年 7 月 8 日付け、平成 30 年 10 月 29 日付け及び令和元年 12 月 2 日付けで、年金記録の訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ主張及び請求内容にて、5 回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め、再度、検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者に係る D 社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 32 年 1 月 1 日、喪失年月日は、昭和 33 年 4 月 6 日とされているところ、請求者は、同社に昭和 28 年 10 月 10 日に入社し、昭和 33 年 4 月に退職するまでの 4 年半の間、勤務した旨主張し、訂正請求を行っている。

しかしながら、オンライン記録によると、D 社は、昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっており、請求期間②当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、現在の事業主は、請求期間②当時の事業主は既に死亡しており、資料がないことから、請求者の勤務実態、当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除について、不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者は、請求期間②当時、従業員は全員住込みで 4、5 人勤務していた旨回答しているものの、同僚の氏名は覚えておらず、オンライン記録によると、D 社に係る厚生年金保険の新規適用日（昭和 32 年 1 月 1 日）に被保険者資格を取得している請求者を除く 7 人は、既に死亡又は所在不明のため、請求期間②当時について請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間②に係る給与明細等の資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請

求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200052号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2200002号

第1 結論

昭和30年2月1日から昭和33年2月6日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年2月1日から昭和33年2月6日まで
年金記録では、請求期間について脱退手当金が支給済とされているが、私は、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もない。調査して、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、オンライン記録の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約1か月後の昭和33年3月17日に支給決定されていることが確認できる。

また、脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度施行(昭和36年4月1日から適用)前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、請求期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。